

病気やケガで仕事ができない...どうしよう？

- 傷病手当金について -

傷病手当金とは、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

<支給される条件>

傷病手当金は、次の(1)から(4)の条件をすべて満たしたときに支給されます。

- (1) 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること
- (2) 仕事に就くことができないこと
- (3) 3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があること

業務外の事由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ日から連続して3日間(待機)のあと、4日目以降の休んだ日に対して支給されます。

待機3日の考え方

待機3日間とは、会社を3日間連続で休むことで成立します。

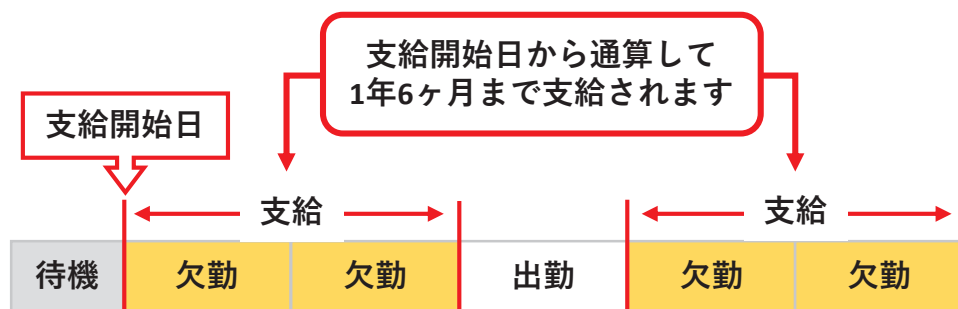
連続して2日間会社を休んだ後、3日後に仕事に行った場合には、「待機3日間」は成立しません。

- (4) 休業した期間について給与の支払いがないこと

給与が支払われている間は、傷病手当金は支給されません。ただし、給与の支払いがあっても、傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。

<支給期間>

通算して1年6ヶ月です。



<支給される金額>

支給額は、病気やケガで休んだ期間1日につき、標準報酬日額（標準報酬月額を30で割ったもの）の3分の2が支給されます。

<申請の窓口>

勤務先の社会保険担当者、加入されている保険者（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合）にお問い合わせください。

令和7年1月 地域医療支援センター作成



CHUTOEN GENERAL MEDICAL CENTER

掛川市・袋井市病院企業団立
中東遠総合医療センター